

平成 27 年 6 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

6月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 44 号	八戸市学校給食審議会委員の委嘱について	1
議案第 45 号	八戸市社会教育委員の委嘱について	3
議案第 46 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	5
議案第 47 号	八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	9
議案第 48 号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について	13
議案第 49 号	平成 28 年度使用小学校用教科用図書採択について	19
議案第 50 号	是川縄文館の事業に協力することを主たる事業としている団体の会員が利用 する場合の観覧料減免について	21

議案第44号

八戸市学校給食審議会委員の委嘱について
八戸市学校給食審議会委員に別紙の者を委嘱する。

平成27年 6 月 30日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

八戸市学校給食審議会委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏名	推薦団体 (役職等)
おもと あきら 於本 章	八戸市学校保健会 (理事)
たかはし ひでとも 高橋 秀知	社団法人八戸市医師会 (理事)
ほりべ たかし 堀部 崇	八戸市歯科医師会 (常務理事)
こいけ ともひこ 小池 智彦	八戸市学校薬剤師会 (会長)
ささき まこと 佐々木 誠	三八地域県民局地域健康福祉部 (生活衛生課長)
ばば えつこ 馬場 悦子	八戸市小学校長会 (八戸市立金浜小学校校長)
かなや まこと 金屋 誠	八戸市小学校長会 (八戸市立豊崎小学校校長)
あらい しんいち 荒内 信一	八戸市小学校長会 (八戸市立島守小学校校長)
いしげ せいち 石毛 清八	八戸市中学校長会 (八戸市立長者中学校校長)
たけはな かずひと 竹花 和人	八戸市中学校長会 (八戸市立島守中学校校長)
いしばし のぶゆき 石橋 伸之	八戸市連合父母と教師の会 (副会長)
えも た あきら 恵茂田 明	八戸市連合父母と教師の会 (副会長)
いいだ かずお 飯田 和雄	八戸市連合父母と教師の会 (副会長)
なかむら まさき 中村 正記	八戸市連合父母と教師の会 (副会長)
やまぐち ひとし 山口 仁	八戸市連合父母と教師の会 (理事)
ねじょう たかゆき 根城 隆幸	公募
みうら じゅんこ 三浦 順子	公募

任期は、平成27年7月1日から平成29年6月30日までとする。

議案第45号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成27年 6 月 30日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

八戸市社会教育委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

社会教育法第15条第2項による委員

(学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者)

氏名	所属・職業等
こむかい りゅうえつ 小向 龍悦	八戸市連合父母と教師の会会長

任期は、平成27年7月1日から平成28年4月30日までとする。

議案第46号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年6月30日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改めるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和37年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	5,024円	13,040円	を	「	5,030円	13,005円	に改める。
	5,611円	13,447円	5,585円		13,573円			
	6,104円	16,281円	6,069円		16,192円			
	6,524円	18,834円	6,475円		18,680円			
	6,601円	21,784円	6,729円		21,472円			
	6,708円	24,532円	6,654円		23,984円			
	6,375円	25,376円	6,474円		25,191円			
	5,922円	24,114円	5,878円		24,139円			
	4,723円	19,167円	4,731円		19,385円			
	3,930円	15,001円	3,930円		15,991円			
	3,930円	13,040円	3,930円		13,005円			
		」			」			

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償及び傷病補償年金等で同日前の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第1条の2関係）			別表第1（第1条の2関係）		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,030円	13,005円	25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円	25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	6,069円	16,192円	30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	6,475円	18,680円	35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円
40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円	40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円
45歳以上50歳未満	6,654円	23,984円	45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円
50歳以上55歳未満	6,474円	25,191円	50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円
55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円	55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円	60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,991円	65歳以上70歳未満	3,930円	15,001円
70歳以上	3,930円	13,005円	70歳以上	3,930円	13,040円

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
 条例施行規則の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改めるためのものである。

2 改正の内容

別表第1（第1条の2関係）



年齢階層ごとに補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として教育委員会が定める額は、別表第1のとおりとする。

改 正 前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円
40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円
45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円
50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,001円
70歳以上	3,930円	13,040円

改 正 後		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,030円	13,005円
25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円
30歳以上35歳未満	6,069円	16,192円
35歳以上40歳未満	6,475円	18,680円
40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円
45歳以上50歳未満	6,654円	23,984円
50歳以上55歳未満	6,474円	25,191円
55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円
60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,991円
70歳以上	3,930円	13,005円

3 施行年月日

公布の日

議案第47号

八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年6月30日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

市内に住所を有する65歳以上の者の観覧料を減免するためのものである。

八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市視聴覚センター条例施行規則（昭和55年八戸市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号から第6号までの規定中「とき。」を「とき」に改め、同項第7号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 市内に住所を有する65歳以上の者が観覧するとき 観覧料の5割に相当する額（当該相当する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）

第12条第2項ただし書中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(観覧料の減免)</p> <p>第12条 条例第13条の規定により減免する観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 本市が主催する行事に使用するとき 観覧料の全額</p> <p>(2) 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が保育又は教育上の目的のため団体で使用するとき 観覧料の全額</p> <p>(3) 北東北国際観光テーマ地区推進協議会が発行する北東北ウェルカムカードの提示を受けたとき 個人の観覧料の額から20人以上の団体の場合の1人当たりの観覧料の額を減じて得た額</p> <p>(4) 身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者（当該交付を受けている者に介護人がある場合にあっては、介護人1人を含む。）が観覧するとき 観覧料の5割に相当する額（当該相当する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）</p> <p>(5) 八戸カード運営協議会が発行する八戸えんじょいカードの提示を受けたとき 個人の観覧料の額から20人以上の団体の場合の1人当たりの観覧料の額を減じて得た額</p> <p>(6) 本市が発行する八戸ウェルカムチケットの提出を受けたとき 観覧料の全額</p> <p>(7) <u>市内に住所を有する65歳以上の者が観覧するとき 観覧料の5割に相当する額（当該相当する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）</u></p> <p>(8) 前各号のほか指定管理者が特に必要があると認めるとき 観覧料の全額</p> <p>2 観覧料の減免を受けようとする者は、科学館観覧料減免申請書（別記第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第3号から第7号までの規定により減免を受けようとする者については、この限りでない。</p>	<p>(観覧料の減免)</p> <p>第12条 条例第13条の規定により減免する観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 本市が主催する行事に使用するとき。 観覧料の全額</p> <p>(2) 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校が保育又は教育上の目的のため団体で使用するとき。 観覧料の全額</p> <p>(3) 北東北国際観光テーマ地区推進協議会が発行する北東北ウェルカムカードの提示を受けたとき。 個人の観覧料の額から20人以上の団体の場合の1人当たりの観覧料の額を減じて得た額</p> <p>(4) 身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者（当該交付を受けている者に介護人がある場合にあっては、介護人1人を含む。）が観覧するとき。 観覧料の5割に相当する額（当該相当する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）</p> <p>(5) 八戸カード運営協議会が発行する八戸えんじょいカードの提示を受けたとき。 個人の観覧料の額から20人以上の団体の場合の1人当たりの観覧料の額を減じて得た額</p> <p>(6) 本市が発行する八戸ウェルカムチケットの提出を受けたとき。 観覧料の全額</p> <p>(7) 前各号のほか指定管理者が特に必要があると認めるとき。 観覧料の全額</p> <p>2 観覧料の減免を受けようとする者は、科学館観覧料減免申請書（別記第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第3号から第6号までの規定により減免を受けようとする者については、この限りでない。</p>

改正後	改正前
3 (略)	3 (略)

議案第48号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年6月30日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

当市が実施する公共交通活用型企画乗車券事業に係る是川縄文館バスパック施設観覧料割引券の提出を受けたとき、観覧料の減免の対象とするとともに、その他規定の整理をするためのものである。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則（平成23年八戸市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号から第8号までの規定中「とき。」を「とき」に改め、同条第9号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 当市が実施する公共交通活用型企画乗車券事業に係る是川縄文館バスパック施設観覧料割引券の提出を受けたとき 観覧料の5割に相当する額（当該相当する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）

第7条第1項ただし書中「第8号」を「第9号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(観覧料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により減免する観覧料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市が主催する行事に使用する<u>とき</u> 観覧料の全額</p> <p>(2) 市内の小学校、中学校又は特別支援学校が教育課程に基づく学習のため団体が観覧する<u>とき</u> 観覧料の全額</p> <p>(3) 前号に定めるもののほか、市内の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒が観覧する<u>とき</u> 観覧料の全額</p> <p>(4) 北東北国際観光テーマ地区推進協議会が発行する北東北ウェルカムカードの提示を受けた<u>とき</u> 個人の観覧料の額から20人以上の団体の場合の1人当たりの観覧料の額を減じて得た額</p> <p>(5) 身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者（当該交付を受けている者に介護人がある場合にあつては、介護人1人を含む。）が観覧する<u>とき</u> 観覧料の5割に相当する額（当該相当する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）</p> <p>(6) 市内に住所を有する65歳以上の者が観覧する<u>とき</u> 観覧料の5割に相当する額（当該相当する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）</p> <p>(7) 八戸カード運営協議会が発行する八戸えんじょいカードの提示を受けた<u>とき</u> 観覧料の5割に相当する額（当該相当する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）</p> <p>(8) 本市が発行する八戸ウェルカムチケット又は種差海岸三陸復興国立公園指定記念チケットの提出を受けた<u>とき</u> 観覧料の全額</p> <p>(9) 本市が実施する公共交通活用型企画乗車券事業に係る是川縄文館バスパック施</p>	<p>(観覧料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により減免する観覧料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市が主催する行事に使用する<u>とき</u>。 観覧料の全額</p> <p>(2) 市内の小学校、中学校又は特別支援学校が教育課程に基づく学習のため団体が観覧する<u>とき</u>。 観覧料の全額</p> <p>(3) 前号に定めるもののほか、市内の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒が観覧する<u>とき</u>。 観覧料の全額</p> <p>(4) 北東北国際観光テーマ地区推進協議会が発行する北東北ウェルカムカードの提示を受けた<u>とき</u>。 個人の観覧料の額から20人以上の団体の場合の1人当たりの観覧料の額を減じて得た額</p> <p>(5) 身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者（当該交付を受けている者に介護人がある場合にあつては、介護人1人を含む。）が観覧する<u>とき</u>。 観覧料の5割に相当する額（当該相当する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）</p> <p>(6) 市内に住所を有する65歳以上の者が観覧する<u>とき</u>。 観覧料の5割に相当する額（当該相当する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）</p> <p>(7) 八戸カード運営協議会が発行する八戸えんじょいカードの提示を受けた<u>とき</u>。 観覧料の5割に相当する額（当該相当する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）</p> <p>(8) 本市が発行する八戸ウェルカムチケット又は種差海岸三陸復興国立公園指定記念チケットの提出を受けた<u>とき</u>。 観覧料の全額</p>

改正後	改正前
<p><u>設観覧料割引券の提出を受けたとき 観覧料の5割に相当する額（当該相当する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）</u></p> <p><u>(10)</u> その他教育委員会が特に必要があると認めるとき 教育委員会が定める額</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第7条 観覧料の減免を受けようとする者は、観覧料減免申請書（別記第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前条第3号から<u>第9号</u>までの規定により減免を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(9)</u> その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。 教育委員会が定める額</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第7条 観覧料の減免を受けようとする者は、観覧料減免申請書（別記第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前条第3号から<u>第8号</u>までの規定により減免を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

当市が実施する公共交通活用型企画乗車券事業の一環として、7月1日から「是川縄文館バスパック」が発売予定である。このバスパック利用者の観覧料について減免対象とする。

2 減免割合

観覧料の5割に相当する額（10円未満切り上げ）

※公共交通を利用した商品については、「八戸えんじょいカード」があり、現在、観覧料の5割に相当する額を減免している。是川縄文館バスパックは、これに類似する商品であることから、同様に5割に相当する額の減免を行うものである。

3 現在の減免対象者

区分	減免する額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市が主催する行事に使用するとき ・ 市内の小・中学校又は特別支援学校が教育課程に基づく学習のため団体に観覧するとき。 ・ 市内の小・中学生が観覧するとき ・ 八戸ウェルカムチケット等の提示を受けたとき 	全額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 北東北ウェルカムカードの提示を受けたとき ・ 身体障害者手帳等の交付を受けている者が観覧するとき ・ 市内在住の65歳以上の者が観覧するとき ・ 八戸えんじょいカードの提示を受けたとき 	5割相当
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他教育委員会が特に必要であると認めるとき ※埋蔵文化財センターの利用促進のため等 	全額

4 施行期日

平成27年7月1日

議案第49号

平成28年度使用小学校用教科用図書の採択について
平成28年度使用小学校用教科用図書を次のとおり採択する。

平成27年 6 月 30日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

小学校用教科用図書は、継続採択とする。

理 由

平成28年度使用小学校用教科用図書を採択するためのものである。

平成28年度使用小学校用教科用図書一覧

種 目	発行所	教科用図書名
国 語	光 村	国 語
書 写	光 村	書 写
社 会	東 書	新しい社会
地 図	帝 国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	啓林館	わくわく算数
理 科	学 図	みんなと学ぶ 小学校 理科
生 活	学 図	みんなとまなぶ しょうがっこう せいかつ
音 楽	教 出	音楽のおくりもの
図 工	日 文	図画工作
家 庭	開隆堂	小学校 わたしたちの家庭科
保 健	東 書	新しい保健

議案第50号

是川縄文館の事業に協力することを主たる事業としている団体の会員が利用する場合の
観覧料減免について

是川縄文館の事業に協力することを主たる事業としている団体の会員が利用する場合、次の
とおり観覧料を減免する。

平成27年6月30日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

是川縄文館の事業に協力することを主たる事業としている団体の会員が利用する場合、八
戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則第6条第9号の規定により、観覧料の減免
の対象とするとともに、観覧料の全額を減免するものである。

是川縄文館の事業に協力することを主たる事業としている団体の
会員が利用する場合の観覧料減免について

1 概要

是川縄文館に関連する事業への協力を目的とする団体として、八戸縄文保存協会（以下「保存協会」という。）があるが、その活動は、毎年開催している「これかわ縄文まつり」をはじめ、ボランティアガイドなどを行う縄文是川ボランティアへの支援など是川縄文館の事業に欠かせない団体である。

このような是川縄文館の事業に協力することを主たる事業としている団体の会員が利用する場合、観覧料について減免を行うものである。

2 減免割合

全額減免

※他都市博物館等の状況を調査した結果、保存協会と類似する団体の会員が利用する場合、全額減免又は無料観覧としている施設があることから同様に全額減免とする。

※全額減免又は無料としている施設は、仙台市博物館、江戸東京博物館、東京国立博物館。

3 減免の根拠

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則第6条第9号「その他教育委員会が特に必要であると認めるとき」を適用する。

4 「その他教育委員会が特に必要であると認めるとき」を適用している減免対象者

減免対象者	減免する額
○管理・誘導等のための引率者 <ul style="list-style-type: none"> ・市内外の小・中学校又は特別支援学校が教育課程に基づく学習のため観覧する際の引率者 ・市内外の高校・大学等が授業の一環として観覧する際の引率者 ・市内外の幼稚園・保育園が団体に観覧する際の引率者 	全額
○複数日に分けて行う見学の同一人の引率者 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設等が見学を複数日に分けて行う場合で、引率者が複数回来館する場合、その2回目以降 	
○埋蔵文化財センターの利用促進のため <ul style="list-style-type: none"> ・国や地方自治体が主催する視察・研修のため ・社会教育施設（博物館、図書館、公民館、公文書館等）の関係者 ・文化行政機関（埋蔵文化財センター、文化財研究機関等）の関係者 ・観光客の添乗者、ガイド及び観光タクシーの運転手 ・博物館等の取材を目的に入館する者 ・観覧するための下見を目的としている者 	

5 実施期日

平成27年7月1日